

発達障害者支援に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 29 年 1 月

総務省行政評価局

前書き

発達障害は、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

発達障害者支援法が制定されるまで、発達障害は、身体、知的及び精神の各障害者制度の谷間に置かれ、必要な支援が届きにくい状態となっていたが、平成 17 年 4 月の同法の施行により、早期の発見、発達支援（医療的、福祉的及び教育的援助）、学校教育における支援、就労の支援、発達障害者支援センターの設置などが進んでいる。

また、施行後約 10 年が経過した発達障害者支援法については、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正や障害者の権利に関する条約の締結等を踏まえ、発達障害者に対する支援のより一層の充実を図るため、法律の全般にわたって所要の改正が行われたところである。

一方、発達障害者支援については、①乳幼児健診でアセスメントツール（発達障害を発見するための評価シート）を導入している市町村が全体の 1 割にも満たない、②保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に進学する過程で支援が途切れたり、サービスが低下する場合がある、③他の障害者と比べて発達障害者の就職率が低いといった状況から、各ライフステージを通じた継続した支援の在り方に課題があるとの指摘もある。適切な支援が行われない場合、発達障害者に、社会生活への不適応、不登校、鬱病等の二次障害が発現することも有り得るとされており、早期の発見及び発達支援の実施が重要である。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図る観点から、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

発達障害者が「生きづらさ」を、その保護者が「育てにくさ」をそれぞれ感じることなく、日常生活や社会生活を営むことができるようにするためには、改正発達障害者支援法の成立を踏まえ、乳幼児期からの各ライフステージを通じた切れ目のない関係者による支援の充実のほか、発達障害に対する国民の理解の浸透を図っていくことが重要である。本行政評価・監視が、こうした支援の充実や国民の理解の一助になれば幸いである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 発達障害者支援施策の概要	2
2 各ライフステージにおける支援の実施状況	25
(1) 発達障害児の早期発見	25
(2) 発達障害児を発見した後の対応	81
(3) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進	105
(4) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進	137
(5) 発達障害児による放課後児童クラブの利用状況	170
(6) 大学における発達障害者に対する教育上の配慮の状況	176
(7) 就労支援の状況	200
(8) 発達障害児の家族に対する支援の実施状況	270
3 発達障害者支援センターの運営状況	282
4 専門的医療機関の確保状況	303

図表目次

第2 行政評価・監視結果

1 発達障害者支援施策の概要

表 1-① 主な発達障害の種類	8
表 1-② 発達障害の主な種類別の特徴	9
表 1-③ 発達障害者支援法の全体像	10
表 1-④ 関連する各種法制度における発達障害の位置付け	11
表 1-⑤ 文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果による「学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」	12
表 1-⑥ 文部科学省の「通級による指導実施状況調査」の結果による「通級による指導を受けている児童生徒数」のうち発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）のある児童生徒数	12
表 1-⑦ 厚生労働省の「患者調査」及び「精神保健福祉資料調査」の結果による発達障害者の数	12
表 1-⑧ 発達障害者支援法の一部を改正する法律（概要）	13
表 1-⑨ 発達障害者支援法の改正内容の概要	14
表 1-⑩ 発達障害者支援法等における発達障害の定義に関する規定	15
表 1-⑪ 発達障害の定義に関する通知	16
表 1-⑫ 発達障害者支援法等で定義された「発達障害」の範囲	17
表 1-⑬ 障害者総合支援法に基づく障害者に対する支援の全体像	18
表 1-⑭ 障害者総合支援法における地域生活支援事業に関する規定	19
表 1-⑮ 地域生活支援事業実施要綱	20
表 1-⑯ 地域生活支援事業の概要	23
表 1-⑰ 発達障害者支援法に基づく施策と主な地域生活支援事業との関係	24

2 各ライフステージにおける支援の実施状況

(1) 発達障害児の早期発見

表 2-(1)-① 生徒指導提要（平成 22 年 3 月文部科学省）〈抜粋〉	35
表 2-(1)-② 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉	36
表 2-(1)-③ 乳幼児期における発達障害児の早期発見に関する規定	36
表 2-(1)-④ 就学時健診に関する規定	37
表 2-(1)-⑤ M-CHAT 及び PARS の標準的な内容	38
表 2-(1)-⑥ 「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 211 号文部科学省初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知）〈抜粋〉	38
表 2-(1)-⑦ 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月 1 日付け 19	

文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通知) <抜粋> ……	39
表 2-(1)-⑧ 「小・中学校における LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)」(平成 16 年 1 月文部科学省) <抜粋> ……	40
表 2-(1)-⑨ 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(平成 24 年 12 月文部科学省) <抜粋> ……	45
表 2-(1)-⑩ 調査した市町村における M-CHAT の活用手順の例 ……	48
表 2-(1)-⑪ 調査した市町村における乳幼児検診により発達障害が疑われた児童の割合 ……	49
表 2-(1)-⑫ 乳幼児検診で発達障害児数が確認できた市町村における M-CHAT 又は PARS の導入の有無による発見状況 (平成 26 年度) ……	50
表 2-(1)-⑬ 調査した市町村別の発達障害が疑われる児童の発見割合 (平成 26 年度) ……	51
表 2-(1)-⑭ M-CHAT 又は PARS を導入している 5 市町村における導入の効果 ……	52
表 2-(1)-⑮ M-CHAT 及び PARS を導入していない 26 市町村におけるその理由 ……	53
表 2-(1)-⑯ 調査した都道府県におけるアセスメントツールの普及に係る主な意見 ……	53
表 2-(1)-⑰ 調査した市町村教育委員会における就学時健診よりも早い時期に発達障害の発見の取組を実施すべきとする意見等 ……	54
表 2-(1)-⑱ 就学時健診における発達障害を発見する取組の実施状況等 (平成 26 年度) ……	55
表 2-(1)-⑲ 就学時健診で発達障害を発見する取組を実施している 20 市町村教育委員会における取組例 ……	56
表 2-(1)-⑳ 就学時健診で発達障害を発見する取組を実施していない 11 市町村教育委員会におけるその理由 ……	58
表 2-(1)-㉑ 調査した市町村教育委員会における就学時健診での発達障害の発見の取組方法に関する意見等 ……	58
表 2-(1)-㉒ 調査した 23 保育所及び 93 学校における発達障害が疑われる児童生徒の発見方法等 (平成 26 年度) ……	59
表 2-(1)-㉓ チェックリスト、知能検査等を活用している保育所及び学校における意見 ……	60
表 2-(1)-㉔ チェックリスト、知能検査等を活用していない保育所及び学校における意見 ……	61
表 2-(1)-㉕ チェックリストを活用した取組を行っている例 ……	62
表 2-(1)-㉖ 「発達障害児者支援とアセスメントに関するガイドライン」(厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業、平成 25 年 3 月特定非営利活動法人アスペ・エルデの会) <抜粋> ……	65

表 2-(1)-㉔	高等学校では二次障害が発生するまで発達障害の発見は困難であると している例	66
表 2-(1)-㉕	調査した 50 教育委員会（19 都道府県教育委員会及び 31 市町村教育委 員会）におけるチェックリストの情報提供の状況（平成 26 年度）	67
表 2-(1)-㉖	幼児又は高校生向けのチェックリストを作成している 13 教育委員会（7 都道府県教育委員会及び 6 市町村教育委員会）における作成状況（平成 26 年度）	67
表 2-(1)-㉗	調査した 116 学校等における発達障害が疑われる児童生徒の発見状況 （平成 26 年度）	68
表 2-(1)-㉘	入学後に発見された発達障害が疑われる児童生徒数（平成 22 年度～26 年度）	68
表 2-(1)-㉙	入学後に発見された発達障害が疑われる児童生徒数（障害種別）（平成 26 年度）	68
表 2-(1)-㉚	発達障害の発見が遅れ、二次障害が生じるなど対応が困難となっている 例（調査した学校が把握している例）	69
表 2-(1)-㉛	調査した 70 学校（23 小学校、23 中学校、24 高等学校）における発達 障害が疑われる児童生徒の不登校の状況（平成 22 年度～26 年度）	72
表 2-(1)-㉜	全国の小学校、中学校及び高等学校における不登校率との比較（平成 22 年度～26 年度）	73
表 2-(1)-㉝	調査した 24 高等学校における発達障害が疑われる生徒の中途退学の状 況（平成 22 年度～26 年度）	74
表 2-(1)-㉞	全国の高等学校における中途退学率との比較（平成 22 年度～26 年度）	74
表 2-(1)-㉟	発達障害の発見が遅れ、二次障害が生じるなど対応が困難となっている 例（調査した発達障害者支援センターが把握している例）	75
表 2-(1)-㊱	発達障害の発見が遅れ、二次障害が生じるなど対応が困難となっている 例（調査した医療機関が把握している例）	78

(2) 発達障害児を発見した後の対応

表 2-(2)-①	発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉	87
表 2-(2)-②	乳幼児健診で発達障害が疑われた児童に対する市町村の対応状況（平成 25 年度）	88
表 2-(2)-③	乳幼児健診の結果、発達障害が疑われた児童に対して、専門の医療機関 を紹介していない 3 市町村におけるその理由（平成 26 年度）	89
表 2-(2)-④	乳幼児健診の結果、発達障害が疑われた児童に対して、専門の医療機関 を紹介したにもかかわらず、受診しなかった児童がいた 2 市町村における その理由（平成 26 年度）	89
表 2-(2)-⑤	専門の医療機関の紹介実績及び受診実績が確認できなかった 24 市町村	

における、発達障害の発見後における課題に関する意見（平成 26 年度）	89
表 2-(2)-⑥ 5 歳児健診において、保護者の受容が支障となり、支援の対象から外れてしまう児童がみられる例	90
表 2-(2)-⑦ 20 市町村教育委員会における就学時健診で発達障害が疑われた児童を発見した場合の対応状況（平成 26 年度）	91
表 2-(2)-⑧ 就学時健診で発達障害が疑われる児童を発見した後の取組例	92
表 2-(2)-⑨ 調査した 4 市町村教育委員会における就学時健診で発達障害が疑われる児童を発見した場合の対応を行っていない理由	93
表 2-(2)-⑩ 調査した 23 保育所及び 93 学校における専門の医療機関等の紹介状況等（平成 26 年度）	93
表 2-(2)-⑪ 調査した学校及び保育所において発達障害が疑われる児童の保護者等に対し専門の医療機関等を紹介していない主な理由	94
表 2-(2)-⑫ 専門の医療機関等の紹介実績がある 16 保育所及び 55 学校における紹介状況等（平成 26 年度）	95
表 2-(2)-⑬ 専門の医療機関等の紹介実績がある 16 保育所及び 55 学校における紹介状況等（平成 26 年度、紹介先機関別）	95
表 2-(2)-⑭ 調査した保育所及び学校において専門の医療機関等を紹介したが受診につながらない主な理由（平成 26 年度）	96
表 2-(2)-⑮ 高等学校において本人が障害を受容せず、受診や支援を拒否している例	97
表 2-(2)-⑯ 専門の医療機関等の受診、早期に適切な療育等が行われなかったことなどから対応に困難を来している例（調査した保育所及び学校が把握している例）	98
表 2-(2)-⑰ 専門の医療機関等の受診、早期に適切な療育等が行われなかったことなどから対応に困難を来している例（調査した発達障害者支援センターが把握している例）	100
表 2-(2)-⑱ 専門の医療機関等の受診、早期に適切な療育等が行われなかったことなどから対応に困難を来している例（調査した医療機関が把握している例）	100
表 2-(2)-⑲ 専門の医療機関等の受診、療育等により支援が行われ、状態が改善又は安定して過ごしている例（調査した発達障害者支援センターが把握している例）	102
表 2-(2)-⑳ 専門の医療機関等の受診、療育等により支援が行われ、状態が改善又は安定して過ごしている例（調査した医療機関が把握している例）	102

(3) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進

表 2-(3)-① 学習指導要領における障害児への指導に係る記載等	110
表 2-(3)-② 保育所保育指針及び同解説書	112

表 2-(3)-③ 「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」（平成 20 年 3 月文部科学省及び厚生労働省）〈抜粋〉	113
表 2-(3)-④ 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉	116
表 2-(3)-⑤ 全国の公立学校における支援計画及び指導計画の作成率（平成 24 年度～27 年度）	116
表 2-(3)-⑥ 保育所及び学校における支援計画及び指導計画の作成対象範囲の比較	117
表 2-(3)-⑦ 学校における支援計画及び指導計画の作成に関する通知	118
表 2-(3)-⑧ 「小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成 16 年 1 月文部科学省）〈抜粋〉	119
表 2-(3)-⑨ 調査した 116 学校等における支援計画の作成状況（平成 22 年度～26 年度）	122
表 2-(3)-⑩ 調査した 116 学校等における指導計画の作成状況（平成 22 年度～26 年度）	123
表 2-(3)-⑪ 保育所及び学校における支援計画作成が必要としている発達障害児に対して支援計画を作成していない主な理由	124
表 2-(3)-⑫ 保育所及び学校における指導計画作成が必要としている発達障害児に対して指導計画を作成していない主な理由	124
表 2-(3)-⑬ 支援計画の作成対象を限定している保育所及び学校における主な対象範囲（平成 26 年度）	125
表 2-(3)-⑭ 指導計画の作成対象を限定している保育所及び学校における主な対象範囲（平成 26 年度）	126
表 2-(3)-⑮ 独自の計画様式の作成、計画を作成しやすい環境の整備などの工夫により通常学級に在籍する全ての発達障害児に計画を作成している例	127
表 2-(3)-⑯ 調査した保育所及び学校において、発達障害児に対して支援計画を作成することとしない主な理由	128
表 2-(3)-⑰ 調査した保育所及び学校において、発達障害児に対して指導計画を作成することとしない主な理由	129
表 2-(3)-⑱ 計画を作成する児童の対象範囲を限定していることにより、計画が作成されてない発達障害児又は発達障害が疑われる児童が在籍している例	130
表 2-(3)-⑲ 支援計画又は指導計画が未作成のまま、不登校等の二次障害が生じたとみられる例	131
表 2-(3)-⑳ 支援計画又は指導計画を作成したことにより、特別支援学校など関係機関による助言や保護者との連携等が図られ、状態が改善するなど効果的な支援が行われている例	132
表 2-(3)-㉑ 平成 29 年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の配慮案内（障害等のある方への配慮案内）（独立行政法人大学入試センター）〈抜粋〉	136

表 2-(3)-㉔	教職員のための障害学生修学支援ガイド(独立行政法人日本学生支援機構) <抜粋>……………	136
(4)	発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進	
表 2-(4)-①	「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知) <抜粋>……………	143
表 2-(4)-②	「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成 20 年 3 月文部科学省及び厚生労働省) <抜粋>……………	143
表 2-(4)-③	発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号) <抜粋>……………	144
表 2-(4)-④	調査した 31 市町村の乳幼児健診の結果の進学先(保育所、幼稚園等)への引継状況(平成 26 年度)……………	144
表 2-(4)-⑤	乳幼児健診の結果が学校等に引き継がれなかったことにより、対応が困難になった例……………	144
表 2-(4)-⑥	乳幼児健診時の問診票で情報提供に係る保護者の同意を得ている例……………	145
表 2-(4)-⑦	幼稚園入園前の児童に関する情報を把握している例……………	146
表 2-(4)-⑧	平成 26 年度に卒業した発達障害児に関する情報の進学先又は就労先に対する引継状況……………	147
表 2-(4)-⑨	20 学校において発達障害児に関する情報を引き継いでいない理由……………	148
表 2-(4)-⑩	発達障害児の卒業者に関する支援計画及び指導計画の進学先又は就労先に対する引継状況(平成 26 年度)……………	149
表 2-(4)-⑪	支援計画又は指導計画以外の手段による引継ぎを実施している 13 保育所及び 55 学校(11 幼稚園、10 小学校、17 中学校、17 高等学校)における発達障害児に関する情報の引継方法(平成 26 年度)……………	150
表 2-(4)-⑫	調査した保育所及び学校における情報の引継ぎに関する主な意見……………	151
表 2-(4)-⑬	調査した学校における発達障害児に関する情報の引継ぎを的確に行うための取組例……………	153
表 2-(4)-⑭	調査した 116 学校等における支援計画の引継状況(平成 26 年度)……………	154
表 2-(4)-⑮	調査した 116 学校等における指導計画の引継状況(平成 26 年度)……………	155
表 2-(4)-⑯	調査した保育所及び学校における支援計画を進学先等に引き継いでいない主な理由……………	156
表 2-(4)-⑰	調査した保育所及び学校における指導計画を進学先等に引き継いでいない主な理由……………	157
表 2-(4)-⑱	中学校から高等学校、高等学校から大学等への情報の引継ぎに関する意見等……………	158
表 2-(4)-⑲	調査した都道府県及び市町村における支援計画及び指導計画の引継ぎに関する指導状況(平成 26 年度)……………	159
表 2-(4)-⑳	調査した教育委員会における支援計画及び指導計画の引継ぎに関する	

指導状況（平成 26 年度）	159
表 2-(4)-㉑ 調査した教育委員会における支援計画及び指導計画の引継ぎを指導していない理由	160
表 2-(4)-㉒ 都道府県教育委員会が中学校及び高等学校間の引継ぎを行うための連絡会を開催している例	161
表 2-(4)-㉓ 高等学校から中学校への積極的な情報収集や引継ぎの留意点等を周知している例	162
表 2-(4)-㉔ 「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」（平成 20 年 3 月文部科学省及び厚生労働省）＜抜粋＞	163
表 2-(4)-㉕ 支援計画及び指導計画の保存・管理が不適切となっている例	164
表 2-(4)-㉖ 市教育委員会が支援計画の引継ぎ・保管の中心的な役割を担っている例	165
表 2-(4)-㉗ 発達障害児に関する情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっている例（調査した保育所及び学校が把握している例）	167
表 2-(4)-㉘ 情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっている例（調査した発達障害者支援センターが把握している例）	168
表 2-(4)-㉙ 情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっている例（調査した医療機関が把握している例）	168
表 2-(4)-㉚ 「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（平成 28 年 5 月教育再生実行会議第 9 次提言）＜抜粋＞	169
(5) 発達障害児による放課後児童クラブの利用状況	
表 2-(5)-① 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）＜抜粋＞	172
表 2-(5)-② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）＜抜粋＞	172
表 2-(5)-③ 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成 17 年 4 月 14 日付け雇児育発第 0414001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）＜抜粋＞	172
表 2-(5)-④ 放課後児童健全育成事業において障害児の受入れを推進するための事業の概要	173
表 2-(5)-⑤ 障害児を受け入れている放課後児童クラブ数の推移（平成 22 年度～26 年度）	174
表 2-(5)-⑥ 放課後児童クラブで受け入れている障害児数の推移（平成 22 年度～26 年度）	174
表 2-(5)-⑦ 障害児を受け入れている 1 放課後児童クラブ当たりの受入れ障害児数の推移（平成 22 年度～26 年度）	174
表 2-(5)-⑧ 放課後児童クラブを利用できなかった障害児数の推移（平成 22 年度～26 年度）	175
表 2-(5)-⑨ 調査した市町村における発達障害児による放課後児童クラブの利用状	

況（平成 22 年度～26 年度）	175
表 2-(5)-⑩ 調査した市町村における通常学級に在籍する発達障害児による放課後 児童クラブの利用状況（平成 22 年度～26 年度）	175
(6) 大学における発達障害者に対する教育上の配慮の状況	
表 2-(6)-① 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉	182
表 2-(6)-② 「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 211 号文部科学省初等中等教育局長、高等教育局 長、スポーツ・青少年局長連名通知）〈抜粋〉	182
表 2-(6)-③ 障害者の権利に関する条約〈抜粋〉	182
表 2-(6)-④ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）〈抜粋〉	182
表 2-(6)-⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）〈抜粋〉	183
表 2-(6)-⑥ 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」 （平成 24 年 12 月 21 日）における国の取組に関する記載等	184
表 2-(6)-⑦ 国立大学法人運営費交付金（一般運営費交付金）の交付実績等	185
表 2-(6)-⑧ 「障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催について」（平成 28 年 4 月 19 日文部科学省高等教育局長決定）〈抜粋〉	185
表 2-(6)-⑨ 「平成 26 年度（2014 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（平成 27 年 3 月独立行政法人日本学生支援機構）〈抜粋〉	186
表 2-(6)-⑩ 障害学生数及び支援障害学生数の推移（平成 22 年度～26 年度）	188
表 2-(6)-⑪ 発達障害のある学生数等の推移（平成 22 年度～26 年度）	188
表 2-(6)-⑫ 障害学生在籍校数及び支援障害学生在籍校数の推移（平成 22 年度～26 年度）	188
表 2-(6)-⑬ 発達障害のある学生在籍校数等の推移（平成 22 年度～26 年度）	189
表 2-(6)-⑭ 発達障害のある学生等の障害種別の学生数等（平成 26 年度）	189
表 2-(6)-⑮ 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援 に関する実態調査分析報告（対象年度：平成 17 年度（2005 年度）～平成 25 年度（2013 年度）」（平成 27 年 3 月独立行政法人日本学生支援機構） 〈抜粋〉	190
表 2-(6)-⑯ 災害時における発達障害のある学生の避難誘導方法に関する研修を行 っている例	191
表 2-(6)-⑰ 障害学生への支援内容や支援の流れ等を示したガイドブックを作成し、 学内の教職員に配布している例	191
表 2-(6)-⑱ 発達障害のある学生の入学、受入れに関する取組の例	192
表 2-(6)-⑲ 富山大学における発達障害のある学生への支援の取組例	193
表 2-(6)-⑳ 筑波大学における発達障害のある学生への支援の取組例	195

表 2-(6)-㉑	東京大学における発達障害のある学生への支援の取組例	196
表 2-(6)-㉒	発達障害のある学生の就職活動に対する支援に関する取組例	197
表 2-(6)-㉓	発達障害のある学生が卒業した後の支援に関する取組例	198
表 2-(6)-㉔	調査した大学における発達障害のある学生への就労支援に関する課題・意見	199

(7) 就労支援の状況

表 2-(7)-①	発達障害者支援法における就労支援に関する規定	210
表 2-(7)-②	障害者の雇用の促進等に関する法律における公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターに関する規定	210
表 2-(7)-③	公共職業安定所における障害者の就労支援	212
表 2-(7)-④	障害者就業・生活支援センターの業務の概要	213
表 2-(7)-⑤	障害者に対する主な就労支援（全ての障害種を対象とするもの）	214
表 2-(7)-⑥	発達障害者の新規求職申込件数及び就職件数の推移	215
表 2-(7)-⑦	全障害者の新規求職申込件数及び就職件数の推移	215
表 2-(7)-⑧	全障害者及び発達障害者の就職率の推移	216
表 2-(7)-⑨	調査した公共職業安定所の発達障害者及び全障害者の就労支援の状況（平成 26 年度）	217
表 2-(7)-⑩	発達障害者の就職率が全障害者の就職率を下回っている原因・理由	218
表 2-(7)-⑪	障害者雇用率制度の概要	218
表 2-(7)-⑫	障害者雇用率制度に関する法令の規定	219
表 2-(7)-⑬	障害者就業・生活支援センターにおける発達障害者の新規求職者数及び就職件数	220
表 2-(7)-⑭	障害者就業・生活支援センターにおける全障害者の新規求職者数及び就職件数	220
表 2-(7)-⑮	障害者就業・生活支援センターにおける全障害者及び発達障害者の就職率	221
表 2-(7)-⑯	調査した障害者就業・生活支援センターにおける支援の状況（平成 24 年度～26 年度）	221
表 2-(7)-⑰	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの概要	222
表 2-(7)-⑱	「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム実施運営要領」（「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施について」（平成 19 年 4 月 2 日付け職高発第 0402010 号）別添）＜抜粋＞	222
表 2-(7)-⑲	調査した公共職業安定所における若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施状況	226
表 2-(7)-⑳	調査した公共職業安定所における若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムによる就職率の推移	226
表 2-(7)-㉑	調査した公共職業安定所ごとの若年コミュニケーション能力要支援者	

就職プログラムによる就職率と発達障害者の就職率（平成 26 年度）	227
表 2-(7)-⑳ 「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施に係る留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付け職高障発第 0402004 号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部雇用対策課長通知）＜抜粋＞	227
表 2-(7)-㉑ 調査した公共職業安定所ごとの若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの数値目標と実績（平成 26 年度）	228
表 2-(7)-㉒ 調査した公共職業安定所ごとの就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）の配置状況及びナビゲーター 1 人当たりの支援実績（平成 26 年度）	229
表 2-(7)-㉓ 調査した公共職業安定所ごとの個別支援計画の作成率	230
表 2-(7)-㉔ 「発達障害者専門指導監委嘱要領」（「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム実施運営要領」別紙 3）＜抜粋＞	230
表 2-(7)-㉕ 調査した公共職業安定所に対する発達障害者専門指導監による指導・協力等の状況（平成 26 年度）	231
表 2-(7)-㉖ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（発難金）の概要	232
表 2-(7)-㉗ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金に関する法令の規定	234
表 2-(7)-㉘ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の予算額と執行額	235
表 2-(7)-㉙ 調査した公共職業安定所における発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（発難金）の発達障害者に係る支給対象者数と発達障害者の就職件数	235
表 2-(7)-㉚ 調査した公共職業安定所ごとの発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の発達障害者に係る支給対象者数等（平成 23 年度～26 年度）	236
表 2-(7)-㉛ 「障害者職業紹介業務取扱要領」（平成 6 年 7 月 4 日付け職発第 50 号労働省職業安定局長通知）＜抜粋＞	237
表 2-(7)-㉜ 調査した公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターの支援により就職した発達障害者の一定期間経過後の在職状況	238
表 2-(7)-㉝ 「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」（平成 25 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 5 号厚生労働省職業安定局長通知）＜抜粋＞	239
表 2-(7)-㉞ 調査した公共職業安定所における「チーム支援」の実施状況等（平成 26 年度）	240
表 2-(7)-㉟ 就職が実現した原因・理由として考えられる事由	241
表 2-(7)-㊱ 就職が実現しなかった原因・理由として考えられる事由	241
表 2-(7)-㊲ 発達障害者に対する就労支援の事例	242
表 2-(7)-㊳ 都道府県及び指定都市における発達障害者が対象に含まれる障害者への就労支援の実施状況（平成 22 年度～26 年度）	264
表 2-(7)-㊴ 都道府県及び指定都市における発達障害者に対象を限定した就労支援の実施状況（平成 22 年度～26 年度）	264
表 2-(7)-㊵ 地方公共団体による発達障害者を対象とした就労支援の事例（埼玉県の	

例)	265
表 2-(7)-㉔ 地方公共団体による発達障害者を対象とした就労支援の事例(東京都世田谷区の例)	266
表 2-(7)-㉕ 調査した都道府県教育委員会における発達障害のある生徒の就労に関する指導・支援の取組の状況及びその事例(平成 22 年度～26 年度)	268
表 2-(7)-㉖ 調査した高等学校における発達障害のある生徒の卒業後の進路	269
表 2-(7)-㉗ 調査した高等学校における発達障害のある生徒に対する就労に関する指導・支援の実績(平成 22 年度～26 年度)	269
(8) 発達障害児の家族に対する支援の実施状況	
表 2-(8)-① 発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)〈抜粋〉	274
表 2-(8)-② 発達障害者の家族への支援に関する通知	274
表 2-(8)-③ 障害者総合支援法における地域生活支援事業に関する規定	274
表 2-(8)-④ 家族支援体制整備事業に関する通知	275
表 2-(8)-⑤ ペアレントメンターの認定者数	276
表 2-(8)-⑥ 「平成 25 年度障害者総合福祉推進事業報告書」(平成 25 年度厚生労働省)〈抜粋〉	276
表 2-(8)-⑦ 保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、支障が生じている例(調査した学校等が把握している例)	277
表 2-(8)-⑧ 保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、支障が生じている例(調査した医療機関が把握している例)	278
表 2-(8)-⑨ 保護者による受容が進まなかったことが一因で、医療機関、療育機関等の支援につながらず、支障が生じている例(調査した発達障害者支援センターが把握している例)	279
表 2-(8)-⑩ 発達障害児の家族を対象とした事業の実施状況(平成 26 年度)	280
表 2-(8)-⑪ 保育所及び学校における家族に対する支援の取組状況	280
表 2-(8)-⑫ 教育委員会においてペアレントトレーニングを実施している例	281
3 発達障害者支援センターの運営状況	
表 3-① 発達障害者支援法における発達障害者支援センターに関する規定	287
表 3-② 障害者総合支援法における地域生活支援事業に関する規定	288
表 3-③ 地域生活支援事業の実施について(通知)(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)〈抜粋〉	289
表 3-④ 「「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」の一部改正について」(平成 24 年 4 月 5 日付け障発 0405 第 15 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)〈抜粋〉	289

表 3-⑤ 「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて（平成 25 年 7 月 1 日付け障障発 0701 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）〈抜粋〉	291
表 3-⑥ 発達障害者支援センター運営事業の概要	292
表 3-⑦ 地域支援体制サポート事業	293
表 3-⑧ 調査した 29 発達障害者支援センターの設置状況	294
表 3-⑨ 発達障害者支援センターにおける相談支援・発達支援の実績（平成 26 年度）	295
表 3-⑩ 発達障害者支援センターにおける相談支援・就労支援の実績（平成 26 年度）	296
表 3-⑪ 発達障害者支援センターにおける発達支援等に関する積極的な取組例	297
表 3-⑫ 発達障害者支援センターにおける発達障害者地域支援マネジャーの配置状況	299
表 3-⑬ 発達障害者支援センターにおける発達障害者地域支援マネジャーの主な取組状況（平成 26 年度）	300
表 3-⑭ 発達障害者支援センターにおける地域支援体制マネジメントチームの活動状況（平成 26 年度）	300
表 3-⑮ 発達障害者地域支援マネジャーを配置していない理由	301
表 3-⑯ 発達障害者支援センターにおける市町村の支援体制の整備に係る積極的な取組状況	301

4 専門的医療機関の確保状況

表 4-① 専門的な医療機関の確保等に関する規定	307
表 4-② 調査した 19 都道府県及び 8 指定都市における専門的医療機関の確保状況	308
表 4-③ 調査した 19 都道府県及び 8 指定都市が確保している専門的医療機関の数	308
表 4-④ 利用者が閲覧しやすいようホームページの掲載内容を工夫している例	308
表 4-⑤ 専門的医療機関であることを公表していない理由	309
表 4-⑥ 専門的医療機関における発達障害に係る初診待機者数	309
表 4-⑦ 専門的医療機関における発達障害に係る初診待機日数	310
表 4-⑧ 専門的医療機関の確保に係る意見（医療機関）	310
表 4-⑨ 初診待機者の不安解消を図るための取組例	311